

スポーツ審議会健康スポーツ部会
障害者スポーツ振興ワーキンググループ
最終報告書（案）

令和 6 年 7 月 ● 日

目次

1	はじめに	3
2	現状と課題	3
	(1) 障害者スポーツを支える人材の在り方について	
	(2) 障害者スポーツ競技団体の基盤強化について（他団体、民間企業との連携含む）	
3	今後の施策の方向性について（提言）	4
	(1) 障害者スポーツを支える人材の在り方について	
	(2) 障害者スポーツ競技団体の基盤強化について（他団体、民間企業との連携含む）	
4	スポーツの振興体制について	6
	(参考1) 障害者スポーツ振興ワーキンググループ 委員一覧	7
	(参考2) 障害者スポーツ振興ワーキンググループ 開催日程一覧	8

1 はじめに

東京 2020 パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）を通じて、障害者スポーツは国民の大きな関心を集め、障害の有無に関わらず、様々な人々が個々の力を発揮できるようになるという共生社会の実現の必要性を意識させる契機となり、人々の意識にも変容が見られた¹²。

こうした東京大会のレガシーとして、また、第3期スポーツ基本計画（令和4年3月25日策定）も踏まえ、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組をより一層進めるため、文部科学省において、令和4年8月、「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム」報告書を取りまとめた。

当該報告書において、障害者スポーツの普及に向けた今後の方向性として、障害者スポーツの普及に当たっては、障害の有無に関わらず、ともにスポーツに取り組むという共生社会の理念を柱に据えるとともに、引き続き、スポーツへのアクセスに困難がある人に対するアクセスの改善に向けて、多面的に取り組むこととした。また、障害者スポーツ競技団体の在り方については、共生社会の実現に向け、健常者と障害者のスポーツを可能な限り一体のものと捉え、競技活動の充実や持続可能な団体運営を図っていく観点から、連携の促進に取り組む必要があるとした。

現在、神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会に引き続き、第25回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025、第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）等、国内で開催される国際大会が控えており、こうした国際大会を契機に、東京大会のレガシーをさらに継承・発展し、取組を加速していくべき時期にある。

こうした背景を踏まえ、本WGにおいては、

- ・ 地域における障害者スポーツの振興の拠点となる障害者スポーツセンターの在り方（①）
- ・ 障害者スポーツの振興に欠かせない、障害者スポーツに関わる指導者等の人材の在り方（②）
- ・ 障害者スポーツの普及を行う障害者スポーツ競技団体について、競技活動の充実や持続可能な団体運営を図っていくための、他団体や民間企業等との連携を含めた組織基盤強化（③）

の3つを論点として、議論をしてきた。これら①から③までのうち、本WGの中間まとめ（令和5年6月14日）では、①障害者スポーツセンターの在り方として、障害者スポーツセンターに期待される機能を4点に整理するとともに、必要な人材や施設・設備、国等による支援の方向性を示したところである³。

以上を踏まえ、本報告書では、②障害者スポーツを支える人材の在り方、及び③障害者スポーツ競技団体の基盤強化の2つの項目について、以下のとおり提言する。

2 現状と課題

（1）障害者スポーツを支える人材の在り方について

障害のある人の運動・スポーツ活動への参加を促進する上で、より身近な地域で障害者スポーツを

1 令和4年度スポーツ庁委託事業「障害者スポーツ推進プロジェクト（障害児・者のスポーツライフに関する調査研究）」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20230501-spt_kensport02-000029224_87.pdf

2 東京 2020 パラリンピック競技大会後の都民意識調査（東京都、令和4年1月28日公表）：

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/01/28/34.html>

3 スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ中間まとめ

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/bunkabukai006/toushin/jsa_00136.html

実施する機会を増やしていくことが必要である。現在、特別支援学校も含め運動部活動の地域連携・地域移行が進められているが、地域のスポーツ環境はこの観点からも重要である。

地域の障害者スポーツの環境を整備するうえでは、指導の担い手が質的にも量的にも充実する必要がある。日本パラスポーツ協会の「公認パラスポーツ指導員」資格保有者に着目すると、その数は近年、横ばいの状況である。また、パラスポーツ指導員資格は、初級、中級、上級があるが、いずれの資格を取得するにも講習会の時間が長く、全てを対面で行っているため、日中仕事などのある方などが取得することは困難な状況である。特に、教室等を1人で企画運営できる水準である中級及び上級の資格については、初級よりも更に長い時間を要することや講習の機会自体が少ないことが制約となっている。

また、障害のある者がスポーツに接し支援を受ける場面においては、必ずしもパラスポーツ指導員のような障害者スポーツを専門とする者に限られるわけではない。広く一般を対象とする指導者等においても、障害者を指導するにあたっての基本的な知識を有することが望ましい。

さらに、障害者の運動・スポーツ機会は、スポーツ施設だけではなく、自宅や施設などでも行われることが多いことから、パラスポーツ指導員のほか、ボランティアや福祉施設の関係者などをはじめとする、日頃からの障害者に関わる多様な関係者との連携にも留意が必要となっている。

一方で、肝心の資格を取得しても、ボランティアや教室等など活動する場がない、又は、場があってもその情報が入手しづらく、特に、若い世代の活動の場がないとの指摘もあり、資格保有者に対する情報提供・周知に課題がある。

(2) 障害者スポーツ競技団体の基盤強化について（他団体、民間企業との連携含む）

スポーツ団体はスポーツ振興の中心的な担い手である一方、障害者スポーツ団体の多くは財務的にも人員体制的にも小規模であり、十分な活動ができていない。

こうした状況も踏まえ、スポーツ庁では令和4年度より、中長期的な経営戦略（ビジョン）を策定した上で競技団体間の連携・統合を含む組織基盤強化に向けた取組を行う競技団体に対して、取組にかかる費用の支援を実施している⁴。

また、障害者スポーツ団体と民間企業との関係については、企業が財政的に支えるという関係だけではなく、障害者スポーツ団体と民間企業と共にSDGsなど社会課題を共に解決するパートナーとして、障害者スポーツ団体と連携・協働し、障害者スポーツの持つ価値を引き出し共にビジネスを展開するような事例も見られつつある。

一方で、他団体や民間企業との連携を進めるにしても、その前提となる経営戦略（ビジョン）の明確化にしても、それらを構想・推進する人材が不足している状況であり、財政支援だけでは必ずしも課題の解消には繋がらないと考えられる。

3 今後の施策の方向性について（提言）

(1) 障害者スポーツを支える人材の在り方について

⁴ 団体間の連携強化の事例としてはP.UNITED（複数のパラリンピック競技団体が連携）、全日本柔道連盟・全日本視覚障害者柔道連盟・日本ろう者柔道協会（オリンピック競技団体・パラリンピック競技団体が連携）等

○ 2(1)の現状と課題を踏まえ、障害者スポーツを支える人の活躍の場づくりとして、今後、以下のような取組を実施する。

- ・ 障害者スポーツセンター機能を基盤とした、障害者スポーツ指導者と、社会福祉施設や特別支援学校等の運動部活動などスポーツ指導者を必要としている場とのマッチングの実施
- ・ 地方公共団体や障害者スポーツ競技団体等の活動についてボランティアを行う者に対する支援
- ・ パラスポーツ指導員養成認定校を卒業し、障害者スポーツに関わった者のキャリアパスに係る事例集の作成
- ・ 障害者スポーツセンターを中心に活動する、様々な機関とのハブとしての役割を果たす障害者スポーツコーディネーターについてのモデル事例の収集、人材育成

○ 2(1)の現状と課題を踏まえ、障害者スポーツ指導者の人材育成の観点で、障害者スポーツ指導者の資質向上等に向けた研修機会の拡充として、以下のような取組を実施する。

- ・ 日本パラスポーツ協会パラスポーツ指導員を増やしていくため、当該指導員の座学講習等のオンデマンド化
- ・ 障害者スポーツセンターにおける人材育成のため、全国の障害者スポーツセンターが連携して行う障害者スポーツセンターの若手職員向け研修会・情報交換会の開催
- ・ 各教育委員会における教員研修や日本スポーツ協会スポーツ指導者向けの各種会議など、障害者への指導を専門とはしない指導者等が障害者スポーツへの理解を深めるための研修等の充実

(2) 障害者スポーツ競技団体の基盤強化について（他団体、民間企業との連携含む）

○ 他団体との連携

- ・ 障害者スポーツ競技団体の持続的な団体運営を図る方策の一つとして、他団体との緩やかな連携から団体同士の統合まで、様々な形で団体の連携を進めていくことが考えられる。健常者向けの競技会と障害者向けの競技会を共同で開催するなど団体同士の連携を進めていった結果、団体の統合につながった例もあるため、こうした連携の取組が推進されるよう、既にある各種連携事例を広く横展開するとともに、連携に当たっての阻害要因についても分析するべきである。

○ 民間企業との連携

- ・ 民間企業との連携をさらに促進するため、障害者スポーツ競技団体自身の強みや、障害者スポーツ競技団体と連携することによる民間企業にとってのメリットの分析を行ったり、民間企業と共通する社会課題に対し、共に歩んでいくことを支援したりするような仕組み作りが必要である。

○ 障害者スポーツ競技団体の基盤強化

- ・ 障害者スポーツ競技団体の基盤強化を促進するため、他団体や民間企業との連携や、その前提となる経営戦略の策定などを構想・推進する人材の確保に資するような施策として、例えば、民間企業からの出向者の派遣（障害者スポーツ競技団体側の受入）を促進させる仕組みを検討する。

4 スポーツの振興体制について

第3期スポーツ基本計画においては、政策目標の一つに、「誰もが「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受し、様々な立場・状況の人と「ともに」スポーツを楽しめる環境の構築を通じ、スポーツを軸とした共生社会を実現する」と掲げている。その中で、障害者スポーツの推進に係る今後の施策目標として、「障害者がスポーツを通じて社会参画することができるよう、障害者スポーツの実施環境を整備するとともに、スポーツを実施していない非実施層に対する関心を高めることや障害者スポーツの体験等による一般社会に対する障害者スポーツの理解啓発に取り組むことにより、人々の意識が変わり、共生社会が実現されることを目指す」としている。

このようなスポーツを通じた共生社会を実現するという目標の達成に向けては、スポーツ振興の当事者たる国、地方公共団体、スポーツ統括団体等においても、それにふさわしい組織体であることが望まれる。急速な少子高齢化が進むなか、障害のある・なしで区別して取組を進めていくことが困難になってくることも考えられ、一体的な取組は今後ますます重要になってくる。

国においては、障害者スポーツ行政は、当初は厚生労働省が所管していたところ、平成27年度のスポーツ庁発足に先立って、平成26年度、文部科学省に移管され、スポーツ全体の所管省庁が一元化された。こうして新たに発足したスポーツ庁においては、例えば、競技力向上や国際的なスポーツイベントといった施策分野ごとに、障害者スポーツ関連であるか否かに関わらず、同一の部署が担当して一体的に施策を進めている。また、必ずしも一元化ありきではなく、施策分野によっては障害者スポーツの担当部署を設けて、固有の事情に応じた取組を行っている。

都道府県では、従前は、障害者スポーツは障害福祉担当部署において所掌していたところ、近年では、スポーツ担当部署が、障害者スポーツ関連施策も所掌し一元化されているケースも出てきている。平成24年度には2都県⁵であったものが令和6年度には23都道県⁶とこの12年で大きく増加しているものの、全ての都道府県で一元化が進んでいるわけではない。

もとより、地方行政をどのような組織体制で進めるかは各地方公共団体の判断ではあるが、その判断の検討材料として、国においては、先行して分野に応じて一元化を行った都道府県における成果や課題等を整理し示すことが求められる。

我が国の中央競技団体については、強化活動など様々な面でオリンピック競技団体・パラリンピック競技団体の連携が進んできている。オリンピック競技団体・パラリンピック競技団体の団体が統合するケースも出始めているものの、その数はまだまだ少ない。

他方、国外に目を向けると、11の国際競技団体がオリンピック競技団体・パラリンピック競技団体で一つの団体となっている⁷他、4つの国において国内オリンピック委員会と国内パラリンピック

⁵ 平成24年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/suishin/1334630.htm

⁶ スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室調べ

⁷ 令和4年度独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ（アーチェリー、カヌー、カーリング、自転車、卓球、テコンドー、テニス、トライアスロン、馬術、バドミントン、ボート）

委員会が統合している状況⁸である。

こうしたことを踏まえ、我が国におけるスポーツ振興にあたってどのような組織の在り方が適切なのか、諸外国の例も参考に検討が進められることが望まれる。

⁸ 令和4年度独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ（アメリカ、オランダ、ノルウェー、南アフリカ）

(参考1) 障害者スポーツ振興ワーキンググループ 委員一覧

- 井上 貴雅 東京都練馬区立石神井西中学校長 (令和6年4月～)
岩田 史昭 公益財団法人日本スポーツ協会常務理事兼事務局長 (令和5年8月～)
上山 亜紀子 東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部パラスポーツ担当部長 (令和6年4月～)
- 遠藤 恵美 公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会書記
岡田 美優 一般社団法人 Knocku 代表理事
大日方 邦子 一般社団法人日本パラリンピアンズ協会理事
小淵 和也 公益財団法人笹川スポーツ財団スポーツ政策研究所政策ディレクター
金山 千広 立命館大学産業社会学部教授
河合 純一 公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会委員長
倉野 直紀 一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会事務局長
齊藤 陽睦 東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部パラスポーツ担当部長 (～令和5年3月)
- 澤江 幸則 筑波大学体育系准教授
澤崎 道男 東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部パラスポーツ担当部長 (令和5年4月～令和6年3月)
- 高汐 康浩 東京都府中市立府中第八中学校校長 (～令和6年3月)
高山 浩久 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会東京都障害者総合スポーツセンター
長ヶ原 誠 神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授
鳥居 昭久 東京保健医療専門職大学リハビリテーション学部准教授
根本 光憲 公益財団法人日本スポーツ協会インテグリティ推進部インテグリティ推進課参事 (～令和5年7月)
- 日比野 暢子 桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部教授
- ◎ 藤田 紀昭 日本福祉大学スポーツ科学部教授
三浦 昭広 東京都立町田の丘学園校長
水原 由明 公益財団法人日本スポーツ施設協会常務理事
渡邊 浩美 公益財団法人スペシャルオリンピックス日本常務理事

(五十音順、敬称略)

※ ◎は主査、○は副主査

(参考2) 障害者スポーツ振興ワーキンググループ 開催日程一覧

第1回	令和4年	12月	5日	(月)
第2回	令和5年	1月	25日	(水)
第3回	令和5年	2月	24日	(金)
第4回	令和5年	3月	22日	(水)
第5回	令和5年	4月	21日	(金)
第6回	令和5年	5月	19日	(金)
第7回	令和6年	1月	23日	(火)
第8回	令和6年	3月	15日	(金)
第9回	令和6年	4月	26日	(金)
第10回	令和6年	5月	29日	(水)
第11回	令和6年	7月	1日	(月)